

臨時福祉給付金・ 子育て世帯臨時特例給付金の 申請が始まります

広報とば5月1日号でお知らせしました「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」の申請が始まります。受け取ることができるのは、どちらか1つの給付金で1回限りです。

健康福祉課 生活支援係 ☎ 25 1181
子育て支援室 ☎ 25 1184

4月からの消費税率引き上げに際し、所得の低いかた子育て世帯への負担を緩和するために、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金が支給されます。

給付金を受給するためには申請が必要です。市では、支給対象と見込まれるかたには申請書類を7月下旬に郵送します。8月1日(金)〜平成27年2月2日(月)に申請の受け付けを行いますので、対象となるかたは、忘れずに申請してください。

申請できるかたは、基準日となる平成26年1月1日に鳥羽市に住民登録があるかたです。平成26年1月2日以降に転入したかたは、転入前の市区町村で申請してください。

また、臨時福祉給付金の対象となる児童は、子育て世帯臨時特例給付金の支給は受けられませんので、臨時福祉給付金の申請をしてください。
※配偶者からの暴力を理由に避難しているかたで、事情により基準日時点で住民登録を移すことができない場合は、健康福祉課生活支援係へ問い合わせてください。

臨時福祉給付金

対象 平成26年度の市民税(均等割)が課税されないかた
ただし、課税されているかたの扶養である場合や、生活保護を受けているかたなどは対象となりません。

※扶養の範囲は、市民税(均等割)が課税されているかたの税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族(16歳未満の年少者を含む)、事業専従者です。

金額 1万円(次の①〜⑩に当てはまる場合は5,000円を加算)

① 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金など

※基礎年金などについては、平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがあるかたが対象です。

- ② 児童扶養手当
- ③ 特別児童扶養手当
- ④ 障害児福祉手当
- ⑤ 特別障害者手当
- ⑥ 経過的福祉手当
- ⑦ 原爆被爆者諸手当
- ⑧ 毒ガス障害者対策手当
- ⑨ ガス障害者対策手当
- ⑩ 予防接種法に基づく健康被

害救済給付金

⑪ 新型インフルエンザ予防接種健康被害救済給付金

⑫ (医薬品副作用被害救済制度の) 副作用救済給付または(生物由来製品感染等被害救済制度の) 感染救済給付

※②〜⑩の手当などについては、平成26年1月分の手当などを受給しているかたが対象です。

問合せ先 健康福祉課生活支援係

子育て世帯臨時特例給付金

対象 平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者で、平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額に満たないかた

支給対象となる児童 平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の対象となる児童(臨時福祉給付金の対象となる児童や、生活保護を受けている児童は除く)

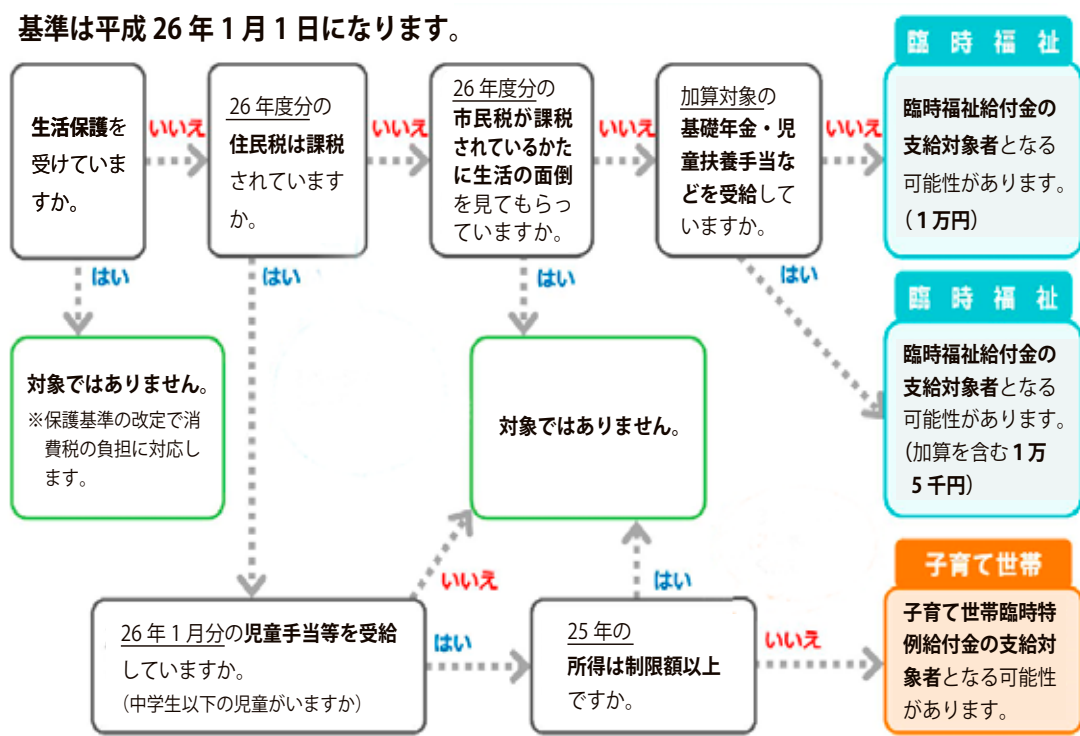
金額 対象児童1人につき1万円

問合せ先 健康福祉課子育て支援室



給付金支給対象診断チャート

このチャートは「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の支給対象者であるかどうか判断するための目安をおまかなひ目安を示しています。あくまでも一般的な場合を想定しているため、結果に必ずしも当てはまらない場合もあります。



臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の申請から受給までの流れ

①申請書発送 (市役所)

対象となる可能性のあるかたに給付金の申請書を郵送します。

②申請書の提出

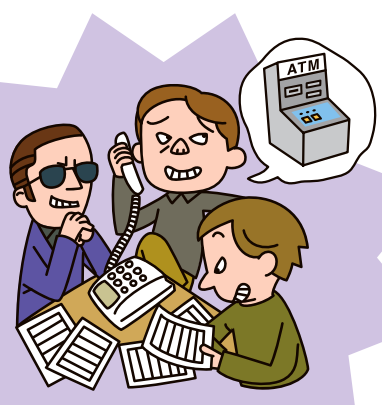
同封の申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、健康福祉課 (保健福祉センターひだまり1階) または各連絡所にお持ちいただくか、返信用封筒にて郵送してください。

③口座振り込み (市役所)

支給決定通知書を送付し、指定口座に振り込みます。
※振り込みは、申請から1~2か月程度かかります。

申請方法 支給対象と見込まれるかたには申請書類を7月下旬に郵送します。申請書類に必要事項を記入の上、必要な関係書類を添付し、同封の返信用封筒にて郵送していただくか健康福祉課生活支援係、子育て支援室または各連絡所へお持ちください。
なお、子育て世帯臨時特例給付金については、公務員のか

たは勤務先から配布された申請書と児童手当受給証明書を子育て支援室に提出してください。
申請期間 8月1日(金)~平成27年2月2日(月)(当日消印有効)
給付方法 申請の受け付け後、支給決定通知書を送付して指定の口座に振り込みます。



このような電話や郵便があった場合は、迷わず警察総合相談センター(電話#9110)か、健康福祉課に連絡してください。

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に注意ください!
臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金の給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に注意してください。

- 市や厚生労働省などが、銀行・コンビニなどのATM(現金自動預け払い機)の操作をお願いすることは絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市や厚生労働省などが、給付のために手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。